

スプリンクラー設備設置について

認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会報告書
(総務省消防庁平成18年3月29日)抄

第4章 認知症高齢者グループホームの防火上の課題と講ずべき対策

3 認知症高齢者グループホームにおいて講ずべき防火対策

(4) 個室及び共用室に対する住宅用スプリンクラー設備の設置等

「やすらぎの里 さくら館」の火災からもわかるように認知症高齢者グループホームで夜間に火災が発生した場合、1人の職員では、短時間に全入所者を屋外に避難させることが難しいことから、認知症高齢者グループホームには火災時の熱により自動的に放水することができるスプリンクラー設備を設置すべきである。しかし、可燃性の家具、調度類等の量が一般住宅と同程度であること、各居室も一般住宅と同程度の面積を有すること、建物規模が小さいこと等の認知症高齢者グループホームの特性に加え、事業主の経済的負担を考慮すれば、一定の防火安全性能が認められる範囲で、スプリンクラー設備に代えて水道の水圧により火災時に自動的に放水することができる住宅用スプリンクラー設備※の設置を認めることが適当である。

なお、認知症高齢者グループホームの位置、構造等の状況を踏まえると、次の場合には全ての入所者が安全な時間内に避難しうると考えられることから、住宅用スプリンクラー設備を設置しないことができると考えられる。

ア 一定の面積以下に防火区画を形成した場合（一定面積以下に防火区画が形成されれば、出火区画内の入所者が安全な時間内に当該防火区画外に避難しうると考えられる。）

イ 一般住宅と同程度に小規模な認知症高齢者グループホーム（例えば、平屋建ての一定面積以下のものにあつては、火災時における火点の確認と初期対応が迅速に行えること、入所者数が少ないこと、安全な時間内に容易に屋外に避難することができること等の防火上の特性を有すると考えられる。）

これに対して、全ての認知症高齢者グループホームに対し、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置に加えて、更に住宅用スプリンクラー設備の設置まで義務付けることについては、建物の構造、所有関係、改修費用などのために、認知症高齢者グループホームの良さである家庭的な環境が保てなくなったり、閉鎖を余儀なくされる認知症高齢者グループホームが生じたりする可能性も考え合わせれば、慎重に検討すべきであるとの意見があった。

4. 認知症高齢者グループホームの実態を踏まえた防火安全対策を推進するための留意事項

- ア 事業主にとって過大な経済的負担とならないように一定の性能を確保しつつ安価なシステムが構築できるように努力する必要がある。
- イ 既存の認知症高齢者グループホームでは、可能な限り速やかに防火安全対策を講じることが望ましいが、建築物の改築を要する場合も考えられること、経済的にも相当の負担であることに配慮し、新たに防火安全対策を講じるようにするまでには少なくとも5年程度の猶予期限が必要である。
- ウ 認知症高齢者グループホームは、認知症ケアに配慮した住環境を大切にしていることから、防火安全対策を推進する上でも入所者のケアに十分に配慮する必要がある。
- エ 既存の認知症高齢者グループホームにあつては、既に管理体制や入所者の特性が明らかになっていることから、その設置場所、構造、設備、管理、入所者の状況を踏まえ、例えば、次の(ア)から(ウ)に該当するものは、十分な防火管理体制が構築されていることを条件に住宅用スプリンクラー設備を設置しないことができると考えられる。
 - (ア) 各居室から廊下や玄関を通過して屋外へ至る避難経路の他に、廊下を経由しなくても直接屋外へ避難することができ、全ての入所者が安全な時間内に避難しうるもの。ただし、施錠等により入所者が容易に屋外へ避難できない場合、入所者の特性を踏まえると開口部が容易に避難できる構造でない場合、2階以上の階に入所する者の特性を踏まえると容易に屋外に避難することが困難な場合等で、安全な時間内の避難介助が期待できない場合には、住宅用スプリンクラー設備の設置が必要である。
 - (イ) 建物の構造特性、入所者の避難特性、職員の勤務体制等を踏まえ、夜間も含めて複数の職員がいる等により初期消火の確実な実施と安全な時間内に全ての入所者が容易に屋外へ避難できるもの。
 - (ウ) 近隣協力者との取り決めにより、自動火災報知設備連動で近隣協力者に火災警報が伝達され、それによって避難介助が保障されて、全ての入所者が安全な時間内に避難しうるもの。

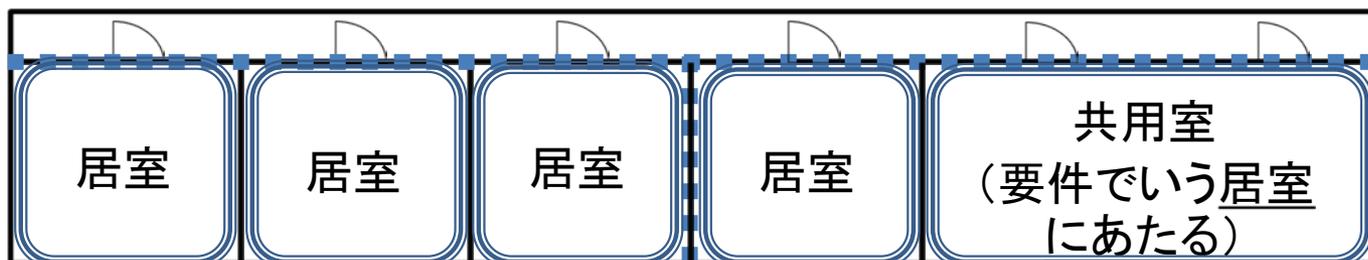
スプリンクラー設備設置に係る検討

(6) 項口施設に対するスプリンクラー設備の設置を要しないとする防火区画等建物要件概要
 認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会報告書(総務省消防庁平成18年3月29日)

	消防法施行規則第12条の2	
建物規模	1000㎡以上	275㎡以上1000㎡未満
防火区画	200㎡以下ごとに耐火構造	<u>100㎡以下かつ3居室以下ごとに準耐火構造</u>
内装	避難経路: 準不燃材料 その他の部分(居室含): 難燃材料	
扉	特定防火設備	防火設備

要件概要イメージ(275㎡以上かつ1000㎡未満の福祉施設の場合)

- 準耐火構造の防火区画を形成すること(図 ■■■■ 線)
- 防火区画は100㎡以下で4以上の居室を含まないこと
- 内装(避難経路は準不燃材料、その他の部分(居室を含)は **難燃材料**)
- 扉は防火設備で自動的に閉鎖すること



スプリンクラー設備の設置を要しない小規模社会福祉施設

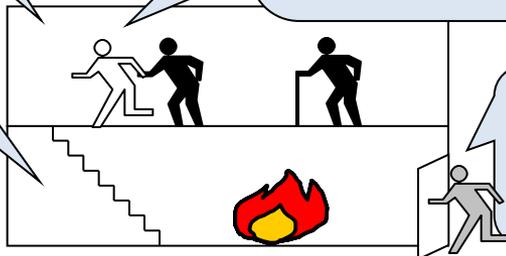
(1) 夜間に要保護者の避難介助のための必要な介助者が確保されている小規模福祉施設

平屋建て又は2階建

夜間の介助者(従業者等)1人当たりの要保護者4人以内
夜間の介助者(近隣協力者)1人当たりの要保護者3人以内
ただし、下の条件を満たすと、ユニットあたり要保護者数最大となっているユニットで、それに応じた介助者数で構わない。

- ①ユニット間の壁及び床が耐火又は準耐火構造(開口部は防火設備)
- ②各ユニットから他のユニットを経由せず避難可能

壁及び天井の仕上げが不燃、準不燃、難燃



近隣協力者は

- ①2分以内に駆けつけ可能
- ②自火報と連動した火災発生を覚知できる装置を備えていること
- ③必要な事項について、消防計画等に明記

(2) 各居室から屋外等に容易に至ることのできる小規模福祉施設

平屋建て又は2階建

すべての居室から

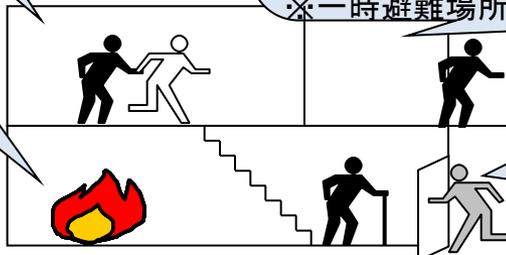
ア 扉又は掃出し窓を介して、地上又は一時避難場所[※]に直接避難可能。

又は

イ どの居室から出火しても、火災の影響を受ける部分を経由せずに、地上又は一時避難場所に避難可能。

※一時避難場所の位置や構造は外部からの救出を妨げるものではないこと。

壁及び天井の仕上げが不燃、準不燃、難燃



夜間の体制が夜勤者1名となる2ユニットの小規模福祉施設は夜勤者の他に(1)に適合する近隣協力者が1人以上いること

※(1)~(4)は消防長又は消防署長が消防法施行令第32条適用を認める場合に限る

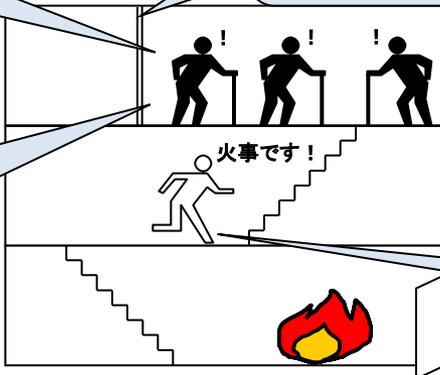
スプリンクラー設備の設置を要しない小規模社会福祉施設

(3) 共同住宅の一部を占有する小規模福祉施設

福祉施設部分の床面積が
一区画あたり100㎡以下

- 小規模社会福祉施設として用いられている部分が3階以上の階にある場合
- ・ 小規模社会福祉施設部分を区画する壁及び床が耐火構造となっていること
- ・ その開口部に常時閉鎖式又は自動閉鎖式の防火設備が設けられていること。

壁及び天井の
仕上げが
不燃、準不燃、難燃



要保護者の数が一区画あたり4人以下であること。
すべての要保護者が自動火災報知設備の鳴動や周囲からの呼びかけにより火災を覚知することができ、介助者の誘導に従って自立的に歩行避難できるもの。

小規模社会福祉施設に従業者がいること。

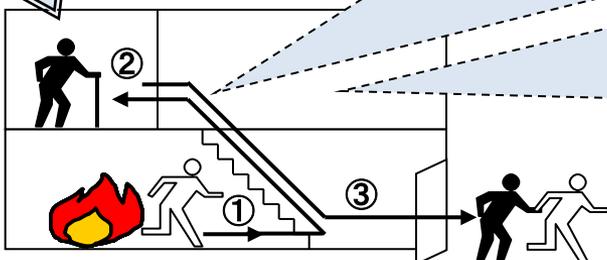
(4) 避難所要時間が避難限界時間を超えない小規模福祉施設

判定:
避難所要時間 ≤ 避難限界時間

避難所要時間 = ア 避難開始時間 + イ 移動時間 ※

イ 移動時間 = ① 介助者の施設内かけつけ時間 + ② 介助準備時間
+ ③ 要保護者の介助付き移動時間

※ 移動時間は実測値とすることも可能

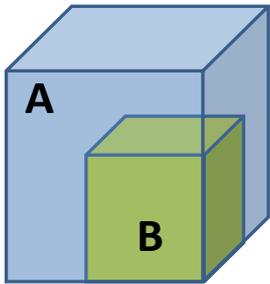


避難限界時間 = ア 基準時間 + イ 延長時間

- ア 基準時間: 共通2分、内装不燃化(+1~3分)、防災寝具等(+1分)、屋内消火栓設備による初期消火(+1分)
- イ 延長時間: 火災室との区画(+1~3分)、蓄煙体積 > 200m³(+1分)

※(1)~(4)は消防長又は消防署長が消防法施行令第32条適用を認める場合に限る

建物内の他の用途(主たる用途)との関係で、福祉施設と取り扱わない場合
⇒主たる用途の従属部分として取り扱われ、福祉施設としての消防法の規制が及ばない。
⇒スプリンクラー設備の設置を要さない。



○一般住宅と福祉施設が同一建物の場合
A:一般住宅 B:福祉施設部分 として

AがBより大きい、かつ、Bが50㎡以下

⇒ 建物全体を一般住宅と取り扱う

○福祉施設以外の令別表第1の用途(以下は「主たる用途」と福祉施設が同一建物の場合) ただし、福祉施設が(6)項ハに該当するものに限る。

A:主たる用途 B:福祉施設部分 として

Aの面積が建物の延面積の90%以上、かつ、Bの面積が300㎡未満

⇒ 建物全体を主たる用途として取り扱う